

就労継続支援B型事業者による不正請求に係るこれまでの取組状況等について

令和 7 年 3 月 1 4 日付で報告しました就労継続支援B型事業者による不正請求につきまして
は、事業者に対して不正請求金額の返還を求めてきたところです。

不正請求金額の徴収に向けた、これまでの取組みと、不正請求金額の返還状況について報告
いたします。

記

1. 不正請求の概要

- (1) 事業所名 : !-factory takeda (就労継続支援B型)
(エクスクラメーションファクトリー タケダ)
- (2) 開設法人 : 株式会社N・S・S (代表取締役 吉野 節子)
- (3) 所在地 : 京都市伏見区中島北ノ口町1番地 ルビラ1階
- (4) 不正請求額等 : 730,724円
(法第8条第2項に基づく加算額208,778円を含む)

2. これまでの経過

- ・令和 7 年 3 月 1 3 日 京都市より、当該事業者が宇治市に行った不正請求額に
ついての報告を受理
- ・令和 7 年 3 月 1 4 日 当該事業者に対し、返還請求を通知（令和 7 年 3 月 2 8 日
納付期限）
- ・令和 7 年 3 月 2 6 日 法人に対し不正請求額を返還請求
- ・令和 7 年 3 月 2 8 日 法人に対し早急に返済計画を示すよう指示
- ・令和 7 年 4 月 1 日 法人より分割納付での返済計画の提示を受け、承認
- ・令和 7 年 4 月 2 日 法人より不正請求額の一部の返済を受領

3. 今後の対応

返済計画に沿って、引き続き不正請求額の回収を進める。